様式第3号(第12条関係)

会　　議　　録

会議の名称	第３回吉川市介護福祉推進協議会
開催日時	令和２年12月16日(水)　　午後７時00分から午後８時25分まで
開催場所	吉川市役所301・302会議室
出席委員(者)氏名	堀田聰子委員、戸張英男委員、中里繁守委員、佐藤幸子委員、飯田大輔委員、柳澤一之委員、峯健二委員、雨宮文範委員、染谷直志委員、菊地純松委員、近江谷キヌ子委員
欠席委員(者)氏名	相羽直人委員、長谷川健一委員、長棟美幸委員
担当課職員職氏名	健康長寿部　部長　鈴木昇 長寿支援課　課長　鈴木康雄 課長補佐兼高齢福祉係長　豊田敏昭 課長補佐兼介護給付係長　石塚晶則 介護認定係長　菅原歩 高齢福祉係主任　浅子千尋
会議次第と会議の公開又は非公開の別	１　開会 ２　議事 ・第８期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案の検討 ３　その他 ４　閉会 公開
非公開の理由(会議を非公開にした場合)	
傍聴者の数	３名
会議資料の名称	令和２年度第３回吉川市介護福祉推進協議会次第 第８期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）
会議録の作成方法	□録音機器を使用した全文記録 ■録音機器を使用した要点記録 □要点記録
会議録確認指定者	菊地純松委員、近江谷キヌ子委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
	１　開会
事務局	只今から、令和２年度第３回介護福祉推進協議会を開催します。 はじめに、堀田会長からご挨拶をお願いします。
堀田会長	(あいさつ)

事務局	本日の会議資料の確認をお願いします。 （不足資料の確認）
事務局	議事に移ります。進行は堀田会長にお願いします。
堀田会長	出席委員は、14名中11名で過半数に達しており、会議が成立することをご報告します。 議事録署名委員を、菊地委員、近江谷委員にお願いします。 吉川市市民参画条例により、本会議は公開となり、本日は傍聴希望の方が３名おられます。 それでは議事に入ります。 **２　議事** **（１）第８期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案の検討**
堀田会長	第８期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	前回の「第８期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」から修正した所を「赤字」にし、各委員への資料配布後に修正した所を「緑字」にしており、第１章から第７章のその修正点について説明します。 「第８章　介護サービス量・給付費などの見込み」は精査中のため、次回にお諮りします。 （「第１章」から「第７章」について説明）
堀田会長	ご意見、ご質問があればお願いします。
近江谷委員	19ページの「（３）生きがい活動の支援」で、表中の「老人福祉センターの充実（看護師による相談の充実）」は、「老人福祉センターの充実（看護師による健康相談の充実）」と「健康」を追記していただければと思います。
事務局	追加します。
峯委員	３ページの「第３節　計画の位置付け」の図中で「吉川市障がい者計画」とありますが、この名称では計画の目的が分かりにくいので、ご説明ください。 13ページの６行目で「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」とありますが、システムや集まる場所の施設等の体制づくりなどの環境づくりは、既に終わっているという判断でよろしいでしょうか。40ページの体系図の「Ⅱ（４）」、47ページの「（４）」では「認知症になっても安心して生活できる体制の構築」とあり、多少の違いですが腑に落ちません。
事務局	３ページの「吉川市障がい者計画」は、前回資料の「吉川市障がい福祉計画」を内包する計画となっています。各計画の関連を示す体系としては、障がいのある方の支援を統括する「障がい者計画」に修正しました。
堀田会長	「障がい者計画」は、全国的に市町村が定める計画としての名称です。通称として副題を付けているところもあります。
事務局	13ページの「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」は、市民の方、地域の方が、認知症の方への思いをもって地域づくりを進めるという意味合いの表現となっています。

	40ページのⅡ（４）、47ページ「（４）認知症になっても安心して生活できる体制の構築」は、市が施策として行う視点からの表記としています。
堀田会長	47ページの「（４）認知症になっても安心して生活できる体制の構築」の文言からも「地域づくり」を読み取ることもできますが、文言は統一する方がよろしいでしょうか。
事務局	文言については再度検討し、修正が必要な場合には表現を統一します。
峯委員	25ページの「（１）地域包括支援センターの認知度の向上と相談支援体制の強化」で、１行目の文末から「増加しています」とありますが、下の表で「○地域包括支援センターにおける相談件数」は、平成30年度と令和元年度は同程度であるため、文言を検討していただければと思います。
事務局	適切な表記に修正します。
近江谷委員	新型コロナウイルスが計画にも影響すると思われます。近隣の方もフレイルの状況に陥っているようですが、現在の吉川市の状況はどのように変化していると認識しているでしょうか。 49ページの③で「ＩＣＴ技術を活用したオンラインによる介護予防事業などを推進します。」とありますが、具体的に内容を教えていただきたいと思います。 他の自治体では、新型コロナウイルスの感染予防対策について、この計画の中でどのように表記されているでしょうか。
事務局	今年の２月頃から全国的に感染者数が増加したことから、吉川市でも公共施設の利用を停止し、その後の緊急事態宣言の発出にも対応をしてきました。 高齢者の方への影響として、外出の機会が大幅に減少したことによるフレイルが低下したこと、日常生活の中での会話の減少により認知症が発症したこと、ふれあいデイサービスの中止により利用者の認知症状が進行したことなどを、地域包括支援センターを通じて把握しています。 市全体としての対策は、３ページの「第３節　計画の位置付け」の中にある「吉川市新型インフルエンザ等対策行動計画」により、市の事業、市民への啓発を行ってきました。 フレイルへの対応は重要だと認識しており、41ページの「④フレイルチェックによる健康づくり・体力づくりの習慣化」を新規に掲げています。令和２年度からチェックリストを整備し、令和３年度から市民の方への普及を図り、健康づくり・体力づくりの習慣化を図りたいと考えています。 認知症の対策では、46ページ「（３）認知症早期発見体制の構築」、47ページ「（４）認知症になっても安心して生活できる体制の構築」により支援を行います。 49ページの③の「ＩＣＴ技術の活用」では、吉川市では動画配信サイトのユーチューブを活用し、自宅で椅子を使った介護予防の運動を配信しており、タブレットやスマートフォンで視聴できるようにしています。
近江谷委員	49ページの「ＩＣＴの活用」は、インターネットが利用できる環境にない方は利用できませんが、そのような方にはどのようにお知らせするのでしょうか。
事務局	インターネット環境がない方、要介護認定を受けていない方向けに市で実施している「ふれあいデイサービス」の参加者には、お手紙を用意し、体操の手順を記載したものを届けています。
堀田会長	新型コロナウイルスの対策では、全国的には、３ページにある「新型インフル

	エンザ等対策行動計画」により取り組まれていますが、第７期の現段階で、基礎自治体の取組はさまざまです。 　都道府県単位では、補正予算により、クラスターの発生などに対応する応援要員の体制構築が行われています。市町村単位では、事業所の連絡会とパートナーシップを組み、事業所全体、入所型などの特定の種別、地域密着のみなど、応援や相互扶助の仕組みをつくっているところもあります。 　吉川市でも実施している在宅医療・介護連携推進事業として、地区医師会による介護事業所への研修の実施、その研修への看護師の参加などがあります。 　フレイル予防の一環として、地域の高齢者がマスクやガウンをつくり、それを市町村が買い上げ、事業所に配布する取り組みをしているところもあります。 　先進的な取り組みでは、保健所が把握する前から、介護福祉事業所で発熱やせきの状況を入力し、それを自治体が把握し、保健所、医療機関と連携して初動を早くするという取り組みがあります。 　巨大なクラスターが早い時期に発生した自治体では、そのようなことに取り組まなければならなくなっているという状況です。
近江谷委員	吉川市の計画案では、近隣の自治体の計画案と比較し感染症対策が盛り込まれています。市民の方への啓発をしていただき、それらがフレイル予防や健康寿命の延伸、さらには幸福感に影響してくると思うので、よろしくお願いします。 　31ページの「第３節　地域共生社会実現に向けた重点テーマ」は、他市の計画にはこのような内容はなく、吉川市独自のものとなっており、進めていかれれば良いと思います。 　32ページの図で、「農業」から「子どもの支援」の７つの項目（○：マル）がありますが、「なまず」「演劇」「なまらん体操」は具体的で、「農業」「学習支援」「共同生活」「子どもの支援」は大きなテーマで、視野が違い違和感があります。 　この７つの項目はどのようなことからこのようになったのか、経緯を教えていただければと思います。
事務局	32ページの重点テーマは、第７期計画の策定時にかなりの時間を要し、吉川市の全ての世代の方に、地域共生社会の実現に向けてどのように市として取り組むべきか、市民の方に取り組んでいただくか、という考え方になっています。 　７つの○（マル）は、市の施策で地域共生社会の実現に向けた取組は数多くあり、その中でも、若い世代の方、働き盛りの世代の方も含め、各世代を通して育てていくこととして、学習支援や子どもの支援、なまずの事業、演劇の事業などと関連し、高齢者世代や地域の方々と地域共生社会の実現に向けて取り組みたい項目となっています。
堀田会長	32ページに進捗状況を追記していただきましたが、文末が過去形の表現となっています。第８期の計画としては、「第４節　進捗状況について」のタイトルを「第４節　現状と今後の展望」などにしていただき、第８期で実施することを記載できるか、可能な範囲で検討いただければと思います。 　重点テーマ３に関連し、重層的支援体制整備として、対象を問わない相談、断らない相談、参加の支援と地域づくりの３つを全対象に対応して展開していくこが、市町村の手上げにより可能となります。 　図中で「重点テーマ３　複合課題に対応する相談体制づくり」となっていますが、公的機関として「一つの総合相談窓口を設置する」とも捉えられかねないので、地域の中の課題や不安への気付きと、このようになったらいいなという気付きの、その両方を形にできるような参加や支援のネットワークもニュアンスとして入れていただけると良いと思います。
堀田会長	このほかにご意見はあるでしょうか。

（委員）	（意見なし）
堀田会長	それでは、事務局から「第９章　計画の推進」の説明をお願いします。
事務局	（「第９章　計画の推進」について説明）
堀田会長	ご意見、ご質問があればお願いします。
佐藤委員	57ページの「（３）②住宅改修の点検」で、「必要に応じた施工時の訪問調査を行い」とあり、数値目標は「全件」となっていますが、具体的にはどのようなことをされるのでしょうか。
事務局	住宅改修の点検は、事前の申請時に回収場所の写真を添付していただき、適正な改修かの確認を行っています。 段差の改修工事では、添付の写真では段差がどのくらいか不明確な場合には、事業者に段差の程度がわかるように写真の差し替えを依頼し、再提出をしていただきます。その再提出に応じない場合には、必要に応じて訪問調査を実施するという考え方の記載になっています。
佐藤委員	過去３年ぐらいで、そのようなケースは無かったということでしょうか。
事務局	訪問調査にまで至ったケースはありませんでした。
堀田会長	ほかにご意見はあるでしょうか。
（委員）	（意見なし）
堀田会長	これで議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
事務局	委員からご意見をいただくのは今回の会議が最後となります。本日のご意見に基づいて修正した計画案を各委員に郵送しご確認いただきますが、今月下旬にはパブリックコメントに進みたいと考えているため、期間が短い中でご了解をいただくことになりますが、よろしいでしょうか。
（委員）	（異議なし）
事務局	**３　その他** パブリックコメントの終了後に、本協議会に最終的な報告を行うため、次回の会議を令和３年２月４日木曜日に予定しており、改めて通知いたしますので、引き続きご協力をお願いいたします。 介護保険料についても、次回の会議でお示ししたいと考えています。
飯田副会長	**４　閉会** （あいさつ）

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年　１月　５日

署名委員　　自　署　　署名委員　　自　署